

第3章 全体構想

1. 土地利用の方針

(1) 土地利用の基本方針

今後も引き続き予想される人口増加への対応として、適正な市街地規模の確保を前提とした土地利用を推進していきますが、コンパクトなまちづくりや優良農地の保全、産業振興などを視野に入れながら、以下の方針に基づいて、将来都市像の実現を目指します。

●土地利用ニーズに対応した計画的な市街地の形成

人口増加が続く本市において、市街化区域の開発余地が少なく、適正な市街地規模の確保や既存市街地の機能強化に向けた用途地域等見直しについて検討していきます。

●コンパクト+ネットワークの実現

交通利便性が高く、拠点地区を中心に都市機能の集積・集約を図り、徒歩や公共交通を利用して生活することができるコンパクトな市街地形成を図ります。

●豊かな自然・田園環境、歴史資源の保全・活用

市域北部の広大な農地や集落環境、里山、河川などの自然・田園環境、各所に点在する竹迫城跡をはじめとした歴史資源を保全しながら、市民や来訪者の憩いの空間としての活用を図ります。

●産業振興に資する基盤形成

本市と菊陽町にまたがるセミコンテクノパークやその他工業団地、交通拠点となるインターチェンジ周辺など産業用地の充実・産業基盤の強化を図ります。

(2) 土地利用の配置・誘導方針

1) 住宅市街地

- ・すずかけ台や杉並台、西須屋団地、みずき台など計画的に整備された既存住宅団地については、既存住環境の保全を図りつつ、用途地域の見直しや団地再生など既存市街地の住機能強化についても検討していきます。
- ・熊本電鉄黒石駅以南の国道387号沿道については、住宅地としての土地利用を基本としながら、幹線道路の機能を活かした商業・業務施設、生活サービス施設等の誘導による利便性の高い市街地を形成します。
- ・都市連携軸（国道387号、市道 御代志植木線、（一）大津西合志線）周辺の市街化調整区域の一部については、公共交通や生活の利便性が高く、既存市街地との連続性もあることから、今後の人口増加に応じて、計画的な住宅地の誘導を図ります。

2) 産業・研究施設用地

- ・市域東部に位置するセミコンテクノパークは、県の産業技術を牽引する最先端の産業拠点としての充実を図るため、エリア拡大や更なる企業誘致、研究機関の立地を誘導します。
- ・国道387号沿道（黒石地区）については、新たな研究機関や大学研究室の誘致、それら施設の市民利用サービス機能などの誘導を図ります。
- ・その他既存工業団地等については、既存工業の活性化や企業誘致の推進等による産業基盤の強化を図ります。

3) 集落地・農地

- ・生活道路や公園・緑地等の公共空地等が不足しているエリアでは、住民との協働により整備を推進します。
- ・市域北部に広がる広大な農地については、市の基幹産業である農業の生産基盤であるとともに、都市の良好な環境を維持し、洪水調整機能など多様な役割を担っていることから、無秩序な開発を防止するとともに、保全による機能維持を図っていきます。

4) 緑地・丘陵地

- ・農地や集落の周辺に点在する鎮守の森などのまとまった緑地は、身近な緑地として保全します。
- ・弁天山、群山、飯高山などの丘陵地は、本市に存在する貴重な自然地であり、これらの保全と身近なレクリエーションの場としての活用を図ります。

(3) 適正な市街地規模確保の方針

- ・既存市街地の住機能強化と合わせて、公共交通や生活の利便性が高く、既存市街地との連続性のある都市連携軸（国道387号、市道 御代志植木線、（一）大津西合志線）周辺には、今後の人口増加に応じて、計画的な市街地の誘導を図ります。



2. 市街地形成の方針

(1) 市街地形成の基本方針

今後も引き続き人口増加が予想される中、市街化区域内での計画的な市街地形成や市街化調整区域における無秩序な宅地化の抑制など、以下の方針に基づいて、将来都市像の実現に向けた土地利用コントロールを図ります。

●都市基盤の整備された良好な市街地の形成（市街化区域）

市街化区域内で都市的土地利用が図られていない土地等において、魅力的な市街地形成に向けて各種事業の活用等を検討していきます。

●将来都市像を見据えた土地利用コントロール（市街化調整区域）

無秩序な開発を抑制し、良好な集落環境・自然環境の維持・保全を基本としますが、公共交通や生活の利便性、既存市街地との連続性を考慮したコンパクトなまちづくりを推進するとともに、本市の発展に向けて必要な開発を見定めるなど、計画的な市街地の形成に向けた市街地整備について検討していきます。

(2) 市街地の規制・誘導方針

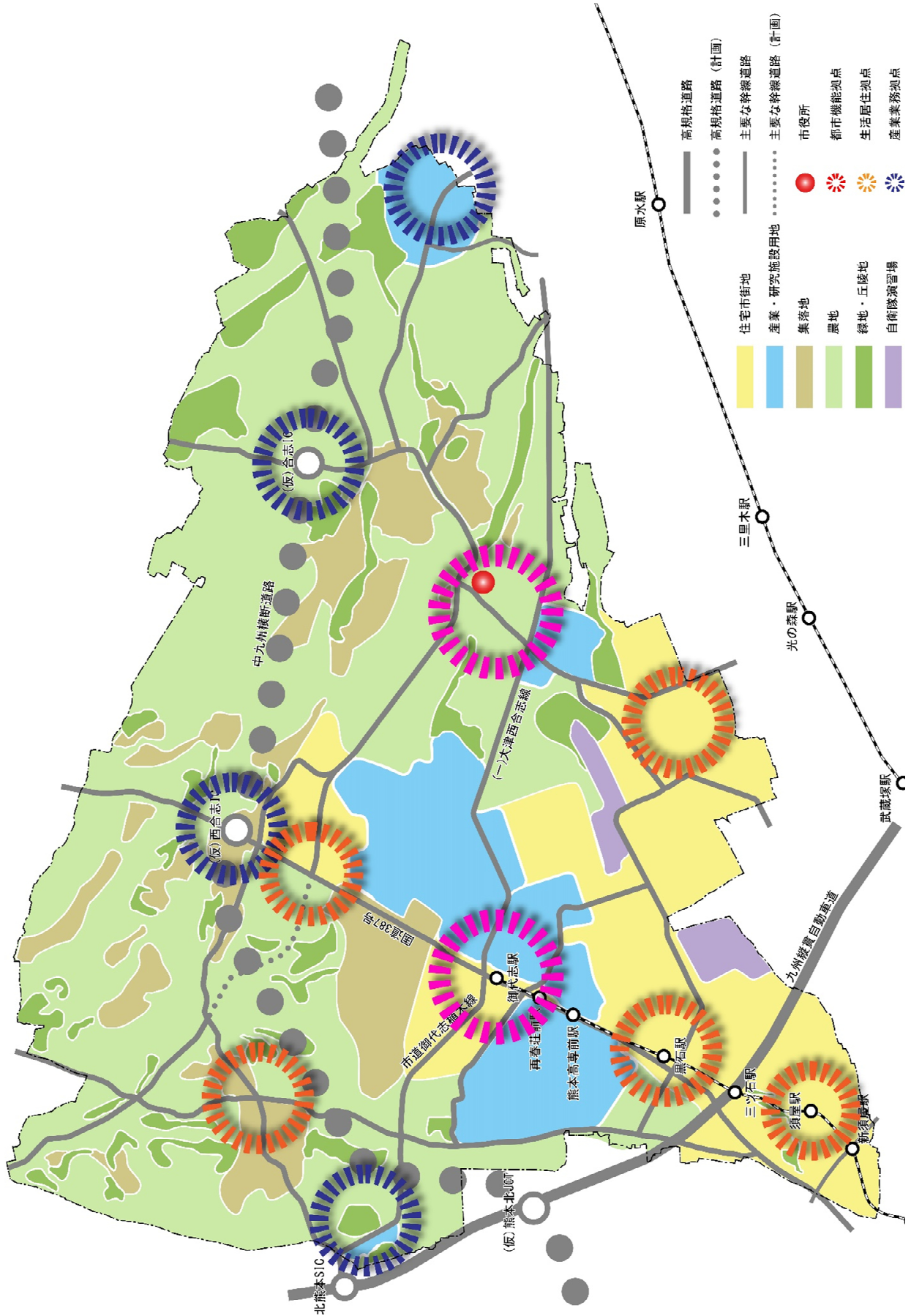
1) 市街化区域

- ・御代志土地区画整理事業の整備を推進し、健康都市こうしの「顔づくり」を進めていきます。
- ・めざすべき市街地像を実現する上で必要となるまちづくりのルール等を明確にした上で、用途地域の見直しや容積率の特例制度の活用を図り、土地利用の増進を図ります。
- ・すすかけ台や杉並台、西須屋団地など計画的に整備された既存住宅団地において、既存住環境の保全を図りつつ、多様な主体と連携して住宅団地再生に向けた取組みについても検討します。
- ・空家等対策計画に基づき、既存市街地における空家等の発生抑制、有効活用なども推進していきます。

2) 市街化調整区域

- ・中九州横断道路の（仮）西合志IC周辺や（仮）合志IC周辺においては、市の新たな玄関口にふさわしい適正かつ効果的な土地利用を誘導することにより、無秩序な開発を抑制し、地域の活性化を図ります。
- ・無秩序な宅地化を抑制しつつ、公共交通や生活の利便性が高く、既存市街地との連続性のある都市連携軸（国道387号、市道 御代志植木線、（一）大津西合志線）周辺に、計画的に市街地を誘導するコンパクトなまちづくりを推進していきます。
- ・今後も良好な集落環境や優良農地、点在する緑地・丘陵地などの自然環境の維持・保全を基本とします。
- ・無秩序な宅地化を抑制するため、主に個別開発を許可する集落内開発制度から地区計画制度への誘導を図るなど、「熊本都市計画合志市市街化調整区域における土地利用方針及び地区計画策定基本方針・計画基準（R1.5）」の適正な運用を図ります。

◆土地利用及び市街地形成の構想図



3. 都市施設整備の方針

(1) 道路整備の方針

1) 道路整備の基本方針

本市の骨格を形成するとともに、拠点間の自動車交通の円滑な処理が可能となるよう、本市の幹線道路網を構築・機能強化していくことが重要です。交通利便性が高く、計画的に市街化・都市機能誘導された各拠点地区間のアクセス性を高める道路ネットワークを構築していくにあたり、以下の方針に基づいて、本市の道路交通体系の整備を図ります。

●広域的な道路ネットワークの構築

本市の将来像の実現に向け、本市の骨格を形成するとともに、市町間を連絡する主要な幹線道路の整備など、土地利用計画とも整合し円滑な交通処理が可能となる道路ネットワークの構築を図ります。

●地域連携を強化する道路ネットワークの構築

市民の生活や産業など都市活動を支えるものとして、地域連携を強化する幹線道路の着実な整備推進により、市内各地域及び拠点間を円滑に移動でき、本市の一体性を高める道路ネットワークの構築を図ります。

●誰もが安全・快適に移動できる環境の整備

主要な生活道路においては、地域住民の理解・協力も得ながら、安全な歩行空間の確保やバリアフリー化の推進、ソフト的手法での生活道路対策など、誰もが安全・快適に移動できる道路環境整備を推進します。

2) 道路整備方針

①広域幹線道路

- ・大分県と熊本県の交流を促進するとともに、「物流・産業」「医療」「観光」「暮らし」の観点から、より良い地域づくりを目的とした中九州横断道路の早期整備を要望していきます。

②主要幹線道路

- ・市町間を連絡するとともに、本市の南北軸を形成する国道387号の整備・改善について要望していきます。
- ・国道387号とあわせて、本市の東西軸を形成する(一) 大津西合志線の整備・改善について要望していくなど、市道 御代志植木線と一体となった主要幹線道路としての機能拡充を図ります。

③その他幹線道路

- ・広域幹線道路や主要幹線道路を補完し、自動車交通を円滑に処理するとともに、市内各地域及び拠点を結ぶ市内道路ネットワークを幹線道路・補助幹線道路に位置づけ、市民の生活や産業の基盤として必要な機能の維持・強化に向けた整備を推進していきます。
- ・(主) 大津植木線バイパスの早期整備を要望していきます。
- ・(都) 御代志木原野線など事業中の路線の早期完成に向けて事業を推進していきます。

④主要な生活道路

- ・通行量に応じた歩道幅員の確保など、安全な歩行空間の確保やバリアフリー化を推進します。
- ・主要な生活道路においては、通過交通の抑制・排除や交通の安全性の向上など、より良い地域環境の創造に向けて交通規制等のソフト的手法での生活道路対策について検討します。

(2) 公園・レクリエーション施設整備の方針

1) 公園・レクリエーション施設等の基本方針

本市は地域住民の憩いの場となる大規模な公園が多く存在しており、地形や自然環境を活かした緑豊かな公園整備を図っています。誰もが快適に利用できるよう、以下の方針に基づいた整備を推進していきます。

●多様なレクリエーションの場の維持・充実

既存の公園等については、施設の適正な維持管理を図るとともに、住民の交流の場など、多様なニーズに対応した公園等の整備・活用を図ります。

2) 公園等の整備方針

①拠点となる公園

- ・ユーパレス弁天や私立高校グラウンド等の既存施設との一体的活用を図るとともに、民間事業者との連携分担による中央運動公園の拡張整備について検討していきます。

②身近な公園

- ・近隣公園や街区公園などの身近な公園については、地域住民主体による維持管理と利活用を推進します。
- ・今後も引き続き人口増加が予想される中、市街地の拡大にあわせて公園等も適切に配置していきます。

(3) その他都市施設整備の方針

1) その他都市施設の基本方針

その他本市が所有する建築物などの市所有施設については、公共施設等総合管理計画に基づき、以下の方針に基づいた整備を推進していきます。

●「新しく造ること」から「賢く使うこと」への転換

本市が所有する施設は老朽化が進んでおり、多くの施設において、これから大規模改修などが必要となる時期を迎え、維持管理・修繕等にかかる経費の増加が見込まれます。今後は、施設等の必要性を検証しながら、計画的な維持管理、長寿命化や縮小化等に努め、「賢く使うこと」で、財政負担の軽減・平準化を図っていきます。

●誰もが快適に利用できる施設整備

誰もが快適に利用できるように、既存施設のバリアフリー化を推進するとともに、新規施設整備にあたっては、ユニバーサルデザインによる整備を推進します。

2) その他都市施設の整備方針

①人口増加に対応した施設整備

- ・近年の人口増加、児童・生徒数の増加に対応するため、合志楓の森小学校・合志楓の森中学校の新設を推進します。

②計画的・効率的な施設の維持管理等

- ・財政制約が強まる中、下水道等のインフラ系施設は、予防保全的な管理を行いながら、計画的・効率的な更新・長寿命化等を図ります。
- ・菊池環境保全組合東部清掃工場が施設の老朽化及び処理能力不足に伴い、本市への移転・新環境工場の建設が決定していることから、新環境工場等建設事業を円滑に推進していきます。

◆合志楓の森小中学校完成イメージ



資料：庁内資料

◆新環境工場完成イメージ



資料：庁内資料

4. 公共交通網形成の方針

(1) 公共交通網の基本方針

今後も引き続き人口増加が予想される中、無秩序な宅地化を抑制し、拠点地区周辺や骨格となる軸周辺を基本とした公共交通や生活の利便性が高く、既存市街地との連続性のある区域に計画的な市街地を誘導していくコンパクトなまちづくりを推進していくにあたり、以下の方針に基づいて、本市の公共交通体系の整備を図ります。

●コンパクトなまちづくりの推進に寄与する地域公共交通網の再編

市民の日常生活を支援するとともに、誰もが安全・快適に移動できる移動手段を確保することとし、市内各地域及び拠点間を円滑に移動できる利便性の高い公共交通体系の構築を図ります。

●公共交通の利便性向上と利用促進

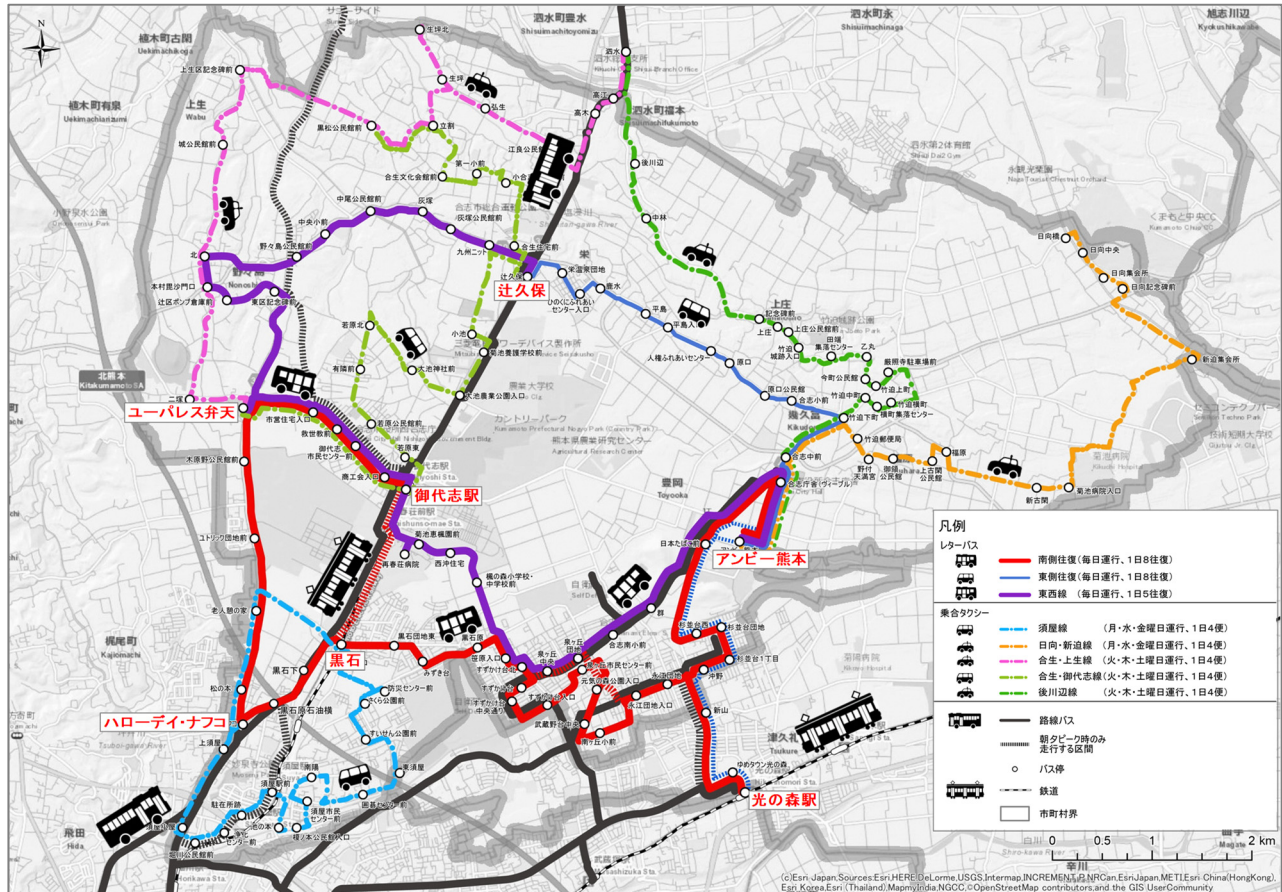
財源負担も増加傾向にある中、公共交通サービスを維持することが必要であることから、拠点形成に伴う都市機能の集積・集約とあわせて、乗り継ぎ・乗り換え環境の整備や継続的な利用促進・啓発活動の推進により、市民に利用してもらえる公共交通体系を目指します。

(2) 公共交通網形成の方針

①将来の土地利用を見据えた公共交通網の再編

- 既存ルートとの距離短縮化、ルート再編、デマンド型交通の導入検討など、徒歩や公共交通を利用して市内各地域及び拠点間を円滑に移動できるコンパクトな市街地形成に寄与するよう、段階的・継続的な公共交通網の再編を検討していきます。
- 生活圏としての結びつきの強さから、隣接する熊本市や菊陽町とも連携した公共交通体系について検討していきます。

◆2020年（令和2年）10月以降の路線図（素案）

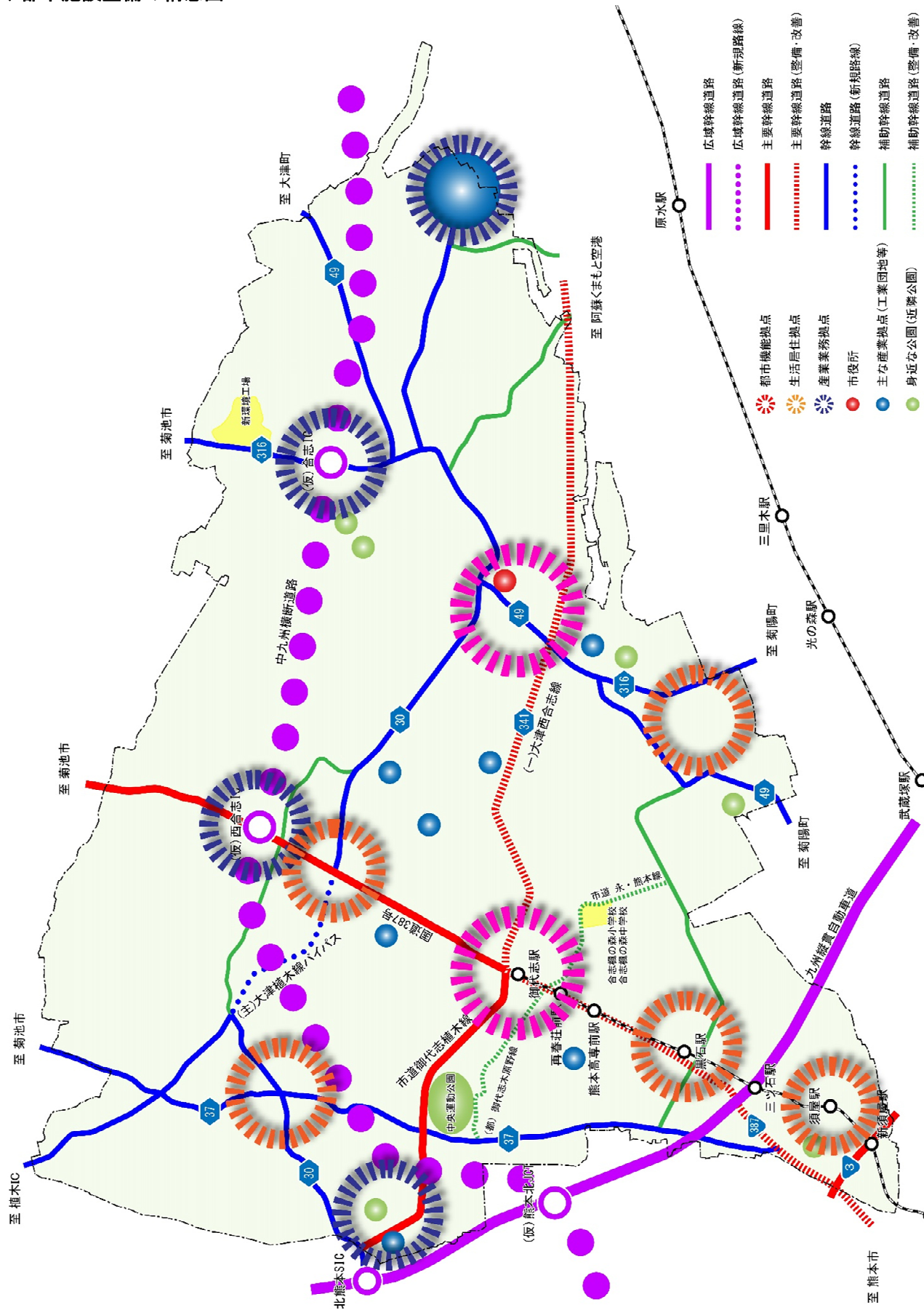


資料：庁内資料

②交通結節機能の強化

- 交通結節点となる主要な鉄道駅においては、公共交通の利用促進にもつながるよう、自家用車やバス、自転車等と鉄道間を円滑に移動できるよう乗り継ぎ・乗り換え環境を整えることで、交通結節機能の整備・強化を図ります。
- 鉄道駅と同様に、主要なバス停においても駐輪場の整備や乗り継ぎ・乗り換え環境を整備し、公共交通の利用促進を図ります。
- 公共交通の利用を促進していくために、市内に位置する鉄道駅4駅5箇所に設けられているパーク&ライド駐車場の利用促進を図ります。

◆都市施設整備の構想図



5. 自然環境・景観形成の方針

(1) 自然環境・景観形成の基本方針

市域の40%以上の土地が農地として利用されています。豊かな農地が本市の主たる自然的環境を形成しているとともに、弁天山、群山、飯高山などの小山があり、菊池川水系の上生川、塩浸川、上庄川、日向川と坪井川水系の堀川等の河川が流れ、良好な環境を有しています。また、古の時代から稲作を行う人々が住み集まった本市には、竹迫城跡周辺など各所に文化財などの地域資源が残されています。

以上のように、本市が有する自然適環境や地域資源を守り活かし、ゆとりと潤いがあり、誰もが住み続けたいくなるまちを目指すため、以下の方針に基づいて、本市の自然環境の保全や景観形成に努めます。

●優良農地の保全

本市では、人口増加に伴いスプロール的に農地が宅地化されている箇所が散見されることから、まとまりのある優良な農地については、無秩序な開発を抑制して保全に努めます。

●自然環境の保全と水辺のネットワーク形成

弁天山、群山、飯高山など、貴重な里山の保全を図るとともに、上生川、塩浸川、上庄川、日向川などの河川については、水質や水辺の緑の保全、親水空間の整備等による水辺のネットワークの形成に努めます。

●快適で魅力ある都市環境や街並みの形成

本市では、今後も宅地化が進行すると予想されることから、生活基盤の整備と秩序ある街並み形成を同時に推進し、良好な都市環境・都市景観の形成に努めます。

●広大な農地や歴史資源を活かした特色ある都市景観の形成

本市が有する広大な農地を本市の原風景と捉え、また城跡や寺社などの歴史資源とも調和した集落や沿道景観の誘導、創出に努めます。

(2) 自然環境保全の方針

①農地の保全

- ・市の北部に広がる優良な農地については、本市の重要な産業基盤であるとともに、都市の良好な環境の維持や防災など重要な役割を担っていることから、無秩序な開発を抑制しつつ保全に努めます。

②身近な緑や水辺空間の保全・活用

- ・弁天山、群山、飯高山などの里山や鎮守の森、防風林など、身近に存在する緑については、市民との協働により保全に努めます。
- ・虫をはじめ多様な生物が生息する河川環境を守るため、「合志市の河川を美しくする条例」に基づき、市民や事業者とともに水質の保全や清掃活動に努めます。
- ・河川の治水機能を損なわない範囲において河川敷の緑を保全するとともに、遊歩道など市民が憩える空間の整備に努めます。
- ・水と水辺の緑の連続性を活かしたネットワークの形成に努めます。

(3) 景観形成の方針

① 田園景観や集落景観の保全

- ・良好な田園景観や、集落景観の保全を図ります。

② 市街地における良好な景観の創出

- ・拠点地区などにおいては、地区の特性や周辺地域との調和に配慮した街並み景観の形成を図ります。
- ・良好な景観が形成されている地区や、今後景観形成を図っていく必要がある地区については、地区計画制度等を活用し、美しい街並みの形成を図ります。
- ・今後市街化が進行する地区については、地区計画制度や建築協定、緑化協定等の積極的な活用により、秩序ある良好な街並みの形成を誘導します。

6. 都市防災の方針

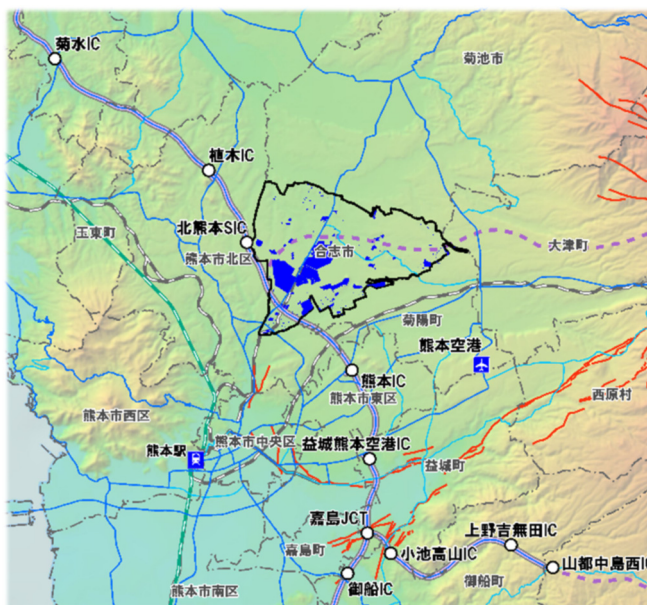
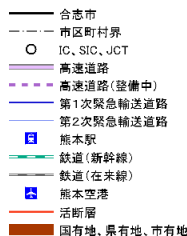
(1) 都市防災の基本方針

本市は、概ね緩やかな台地上に位置していますが、一部に急傾斜地崩壊危険箇所や砂防指定地があるとともに、坪井川水系の堀川周辺や菊池川水系の合志川周辺には浸水想定区域が広がっています。近年、台風の大型化や局地的大雨、集中豪雨が頻発するなど、土砂災害の防止や治水事業等を積極的に推進する必要があるとともに、避難場所や避難路等の整備と防災マップ等による市民への周知を進めていく必要があります。

熊本地震をはじめとした自然災害の経験・教訓を踏まえ、以下の方針に基づいて、災害に備えたまちづくりを進めるだけでなく、地域防災力の強化に向けて取り組みます。

● 広域防災拠点都市として、その基盤や機能の充実・強化

本市は県都熊本市にも隣接し、災害リスクの少ない平坦かつコンパクトな地勢となっています。また、大規模な国・県有地を有するとともに、空港・鉄道・高速道路等の交通アクセスに優れるというポテンシャルを有するなど、大規模災害時における県内の広域防災拠点都市として、その基盤や機能の充実・強化を推進します。



資料：国土地理院活断層図等

● 災害に備えたまちづくり

土砂災害の防止や治水事業等の推進など、災害発生時の抑制や被害の最小化に向けた取り組みを推進するとともに、災害が発生した場合の避難や救助活動を確実にするなど、自然災害の経験・教訓を踏まえ、災害に備えたまちづくりを目指します。

●地域防災・防犯の推進

災害発生時の初動や情報の伝達、避難の際には地域住民による協力体制が極めて重要であり、また日常的な地域の見回りや声かけ活動などは、災害や犯罪の発生の抑止に有効であることから、地域のコミュニティの維持と強化、市民との協働による防災・防犯活動を推進します。

(2) 都市防災の方針

①災害に備えたまちづくり

(ハード的な取組み)

- ・急傾斜地崩壊対策事業や砂防事業等の推進、土砂災害警戒区域の指定促進など土砂災害の防止に取り組みます。
- ・河川の治水能力強化、排水事業を推進するとともに、無秩序な開発を抑制し、保水機能を有する農地を保全するなど、浸水対策に取り組みます。
- ・住宅や特定建築物をはじめとして、老朽建築物や旧耐震基準による建築物については、耐震改修促進計画（平成20年3月）に基づき、耐震診断の実施や耐震改修などを促進し、耐震化率の向上を図ります。
- ・避難や消火活動、救助活動のためのルートの確保に向けた道路整備を推進します。
- ・緊急輸送道路等の重要な道路上の橋りょうや沿道建築物の耐震化を推進します。
- ・上下水道施設の耐震化など、ライフラインの防災性向上を図ります。
- ・野外避難所の確保など、身近な公園等においても防災機能強化を図ります。

(ソフト的な取組み)

- ・災害に関する情報の収集・伝達、予警報の発令、伝達、避難、救助等の警戒避難体制の確立、防災体制の取り組みを進めます。
- ・消防水利施設の充足や更新を図るとともに、消防団員の確保など防災組織の活性化を促進します。
- ・防災マップの活用や自治会活動を通して、災害危険箇所や避難場所の周知を図るとともに、防災意識の啓発や自主防災組織の育成に努めます。
- ・防災まちづくり及び災害時の活動拠点として整備した防災拠点センター（合志北部、野々島、黒石）について、防災教育の場・市民交流の場としても積極的な活用を図ります。
- ・その他地区公民館についても災害時における避難、救護、物資集積・供給、ボランティア等の受援の拠点、災害時に備えた備蓄の拠点としての機能強化、利活用の促進を図ります。

②地域防災・防犯の推進

- ・住民等が「自助」「共助」の精神に基づき、各地区の特性に応じた防災活動のルールを定める地区防災計画（自治会単位）の作成を促し、作成率100%を目指した支援を引き続き行っていきます。
- ・日頃からの災害に対する備えや、災害時の被害の軽減を図るため、地域の防災活動の核となる自主防災組織の結成を促し、その強化を図ります。
- ・警察や防犯協会等の関係機関・団体との連携による防犯教室の実施などにより、防犯意識の啓発を図ります。
- ・防犯灯や見守りカメラの設置・維持管理など、犯罪の起きにくい環境づくりを進めます。